

腹膜透析液院外処方

2018年6月より院外処方せん発行となります。

- 1 腹膜透析の患者さんが希望する調剤薬局の聞き取りを薬剤部で行う。
- 2 調剤薬局が決まれば、薬剤部は調剤薬局と製薬会社へ連絡する。
 - *調剤薬局へ連絡すること（FAX 連絡）
患者名、製薬会社名、次回外来予定日、主治医
 - *製薬会社へ連絡すること（電話連絡）
患者名、調剤薬局名、次回外来予定日
- 3 製薬会社より患者さんへ在庫確認を行う（外来予定日の1週間前）。
- 4 製薬会社は宅配予定数量報告書を外来予定日までに腹膜透析外来及び調剤薬局へFAXする。
 - *腹膜透析外来は宅配予定数量報告書を電子カルテ内にスキャナ取り込みする。
- 5 医師は患者さんが外来受診時に処方箋を発行する。
 - *処方変更がない場合
宅配予定数量報告書通りに処方箋を発行。
 - *処方内容が変更となる場合（腹膜透析液変更や仕様割合変更など）
変更となった新処方箋で処方箋を発行（数量はすべて「99箱」と入力）
⇒腹膜透析外来は処方変更となったことを、製薬会社と薬剤部へ連絡する。
- 6 製薬会社は処方変更内容に基づいて宅配予定数量報告書を新たに作成し、腹膜透析外来および調剤薬局へ再度FAXを行う。
 - *腹膜透析外来は宅配予定数量報告書を電子カルテ内にスキャナ取り込みする。
- 7 患者さんは調剤薬局へ処方箋を持参する。

- 8 調剤薬局は処方箋を受理し、腹膜透析液を卸会社へ発注する。
- * 処方箋と宅配予定数量報告書の内容が同じであった場合
製薬会社へ処方確認のFAXをおこない、卸会社へ正式発注する。
 - * 処方箋と宅配予定数量報告書の内容が異なる場合（99箱と入力あり）
調剤薬局は製薬会社からのFAXをもって処方内容の変更とし、松山赤十字病院への疑義照会を行わない。
☆処方内容の訂正された宅配予定数量報告書が届いていない場合
 - ①疑義照会扱い（病院からの変更連絡があるかどうかの確認）で製薬会社へFAXを行う（卸会社へ発注しない）
 - ②訂正された宅配予定数量報告書が届いた後、内容確認し卸会社へ正式発注を行う。
 - ☆処方内容の訂正された宅配予定数量報告書が届いている場合
内容確認し卸会社へ正式発注を行う。
 - * 処方箋と宅配予定数量報告書の内容が異なる場合（99箱と入力なし）
松山赤十字病院薬剤部へ疑義照会を行い、処方内容を確認した後、卸会社へ発注する。
- 9 卸会社は製薬会社へ発注を行い、製薬会社は宅配業者に出荷指示を出す
- 10 宅配業者は患者さん宅へ宅配し、宅配に伴う患者さん捺印済み受領書を回収し、卸会社へ郵送する。
- 11 卸会社は受領書と共に請求作業を行う。
- 12 松山赤十字病院薬剤部は処方修正がある場合、電子カルテの修正を行う